

原発事故被災者及び住宅を 取得(増改築を含む)した方のための 無料税務相談会



日時 平成29年
1/21 土 及び **1/28 土** 午前 10:00
午後 4:00
(最終受付3:00)

予約
不要

対象者 「原発事故被災者」または「平成28年中に住宅を新築(購入)または増改築した方」

開催趣旨

本相談会は原発事故賠償金にかかる税の取扱いに疑問を持たれている方や平成28年中に新規に住宅を新築(購入)または増改築した方の、平成28年分の確定申告作業がスムーズに行えるよう、相談会を実施するものです。

ごあいさつ



東北税理士会 会長
日出 雄平

東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故に遭われた被災者の方々へ、改めてお見舞い申し上げます。

未曾有の大震災・原発事故から間もなく六年が経過しようとしておりますが、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされる方も多く、また、復旧・復興工事も道半ばという状況で、完全なる復興には、まだ時間が必要との実感を覚えます。

東北税理士会では震災以後、日本税理士会連合会の支援のもと、被災者の住宅等が被害に遭った場合の雑損控除の計算のお手伝いや、原発事故に伴う賠償金の課税関係への相談等、税の無料相談会を継続して実施し、一定の支援の成果が出たものと思っております。

その一方、県内における住宅着工件数は、堅調な数字で推移しており、当然、確定申告時期には、住宅取得控除に関しての相談が増えている傾向にあります。そこで、東北税理士会では、相談に非常に時間がかかる住宅取得控除に関する相談会を、県内2ヶ所の会場にて開催いたします。税務署での申告作業がスムーズに行えるよう、平成28年に住宅を新築または増改築された方・または原発事故にかかる賠償金の税の取り扱いに関して疑問をもたれている方は、ぜひ本相談会をご検討ください。

東北税理士会ホームページをご覧ください。

東北税理士会

検索

開催会場

いわき会場	ラトブ6階いわき産業創造館(いわき市平字田町120番地)
南相馬会場	南相馬市中央図書館中会議室(南相馬市原町区旭町2-7-1)

※本相談会において、申告書の作成は行いませんのでご了承ください。

お問い合わせ

東北税理士会
(福島県税理士会館)

TEL: 024-534-3907

月曜～金曜 午前9:00～午後4:30
※土・日・祝祭日を除く

主 催 日本税理士会連合会 及び 東北税理士会

共 催 東北税理士会福島県支部連合会及びいわき支部・相馬支部

参考になる書類等をご持参ください

揃わない資料があってもお気軽にどうぞ

平成28年中に住宅を取得(増改築を含む)した方

- * 住宅借入金等残高証明書
- * 住宅の請負・売買契約書
- * 土地の購入時の売買契約書
- * 源泉徴収票 (H28年分)
- * 住宅取得にかかる補助金等の明細(太陽光発電設備等にかかるものも含む)
- * 認定住宅である場合には、その証明書
- * 土地建物の登記事項証明書(謄本)
- * 住宅取得資金の贈与がある場合には、それらが分かる資料

東日本大震災の被災者が再建した場合

- * り災証明書
- * 閉鎖登記記録に係る登記事項証明書

原発事故被災に関する相談の方

- * 原発事故賠償金等、関連する資料をお持ちください。
- その他、適宜必要と思われる書類をお持ちください。

開催会場マップ



南相馬会場

南相馬市中央図書館中会議室
(南相馬市原町区旭町2-7-1)



いわき会場

ラトブ6階いわき産業創造館
(いわき市平字田町120番地)

お問い合わせ

東北税理士会
(福島県税理士会館)

TEL: 024-534-3907

月曜～金曜 午前9:00～午後4:30
※土・日・祝祭日を除く